

第1章 鳥取市の緑の現況・課題

1 . 鳥取市の概要

日本最大の砂丘である鳥取砂丘を有する鳥取市は、鳥取県の北東部に位置する人口約20万人の県都で、北は日本海、東は岩美町、八頭町、南は智頭町、岡山県津山市、西は三朝町、湯梨浜町に接しています。

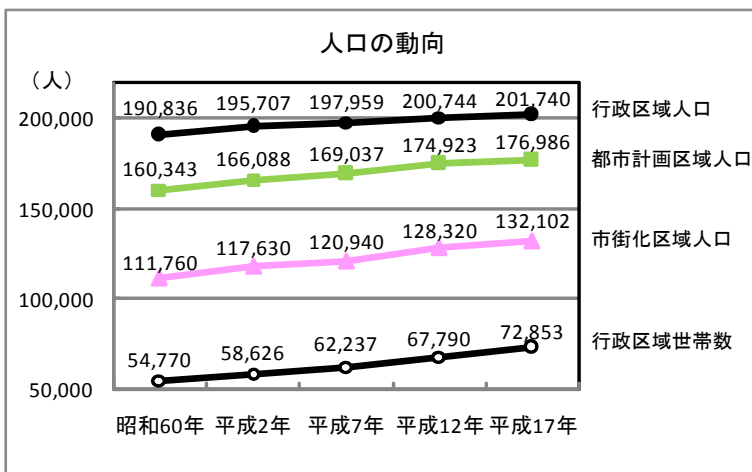


江戸時代に鳥取藩池田家 32 万石の城下町が造営されて以降、因幡地域における政治、経済、文化の中心として発展してきました。

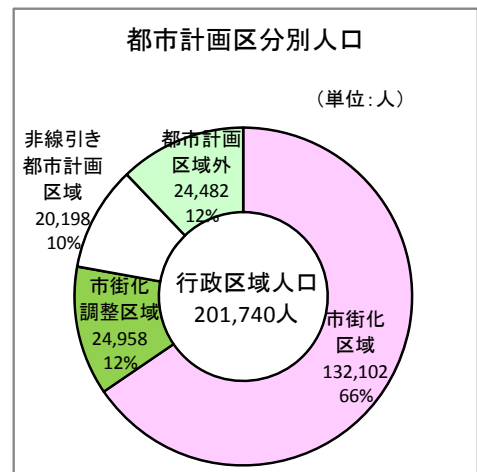
市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれています。千代川流域から始まった市街地は、概ね半径5km程度の広がり、その中に空港、大学などが立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されています。

平成16年11月1日には鳥取県東部の8市町村が合併し、山陰最大の20万都市となり、特例市となっています。また、平成21年3月には、中国横断自動車道姫路鳥取線が一部開通し、順次整備が進められています。

本市の行政区域人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成17年国勢調査では各々201,740人、71,884世帯となっています（住民基本台帳では、平成21年2月末現在で198,440人、76,069世帯）。また、市街化区域人口は132,102人と行政区域の約7割を占め、多くの人がまちなかで暮らしています。



資料：国勢調査



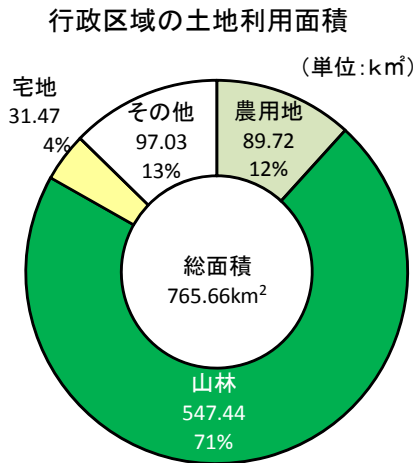
資料：都市計画基礎調査

2. 鳥取市における緑の現況・課題

(1) 鳥取市の緑の状況

本市の緑地の大部分を占める農用地や山林は、市域面積 765.66 k m² に対し 637.16 k m² と約 8 割を占めています。

これらの緑地は自然公園法や森林法、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）、文化財保護法、景観形成条例をはじめとする各種条例等による地域制緑地が指定されていますが、引き続き緑地の保全に努める必要があります。



資料：建築指導課（平成 19 年 4 月）

(2) 自然緑地、樹木の保存（名木・古木の指定）

本市では、自然保護及び環境保全条例*¹により、良好な自然環境の確保と地域の美観風致を維持することを目的に指定保存樹木（名木・古木）を制定し、現在までに 25 箇所を指定しています。これらは、後世に残していく大切な緑地として保全していくことが必要です。

名木・古木



安長堤防林



長田神社のケヤキ

¹ 鳥取市自然保護及び環境保全条例：市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(3)都市内の一団の緑地

都市内には市街地の背景となる山林や都市公園、都市緑地、河川緑地、鎮守の森などのまとまった緑があります。しかし、宅地開発等の都市化の進行により都市の緑が減少しています。都市の防災機能やレクリエーション機能を高めるために、そうした拠点を保全・創出する施策の検討が必要です。

一団の緑地



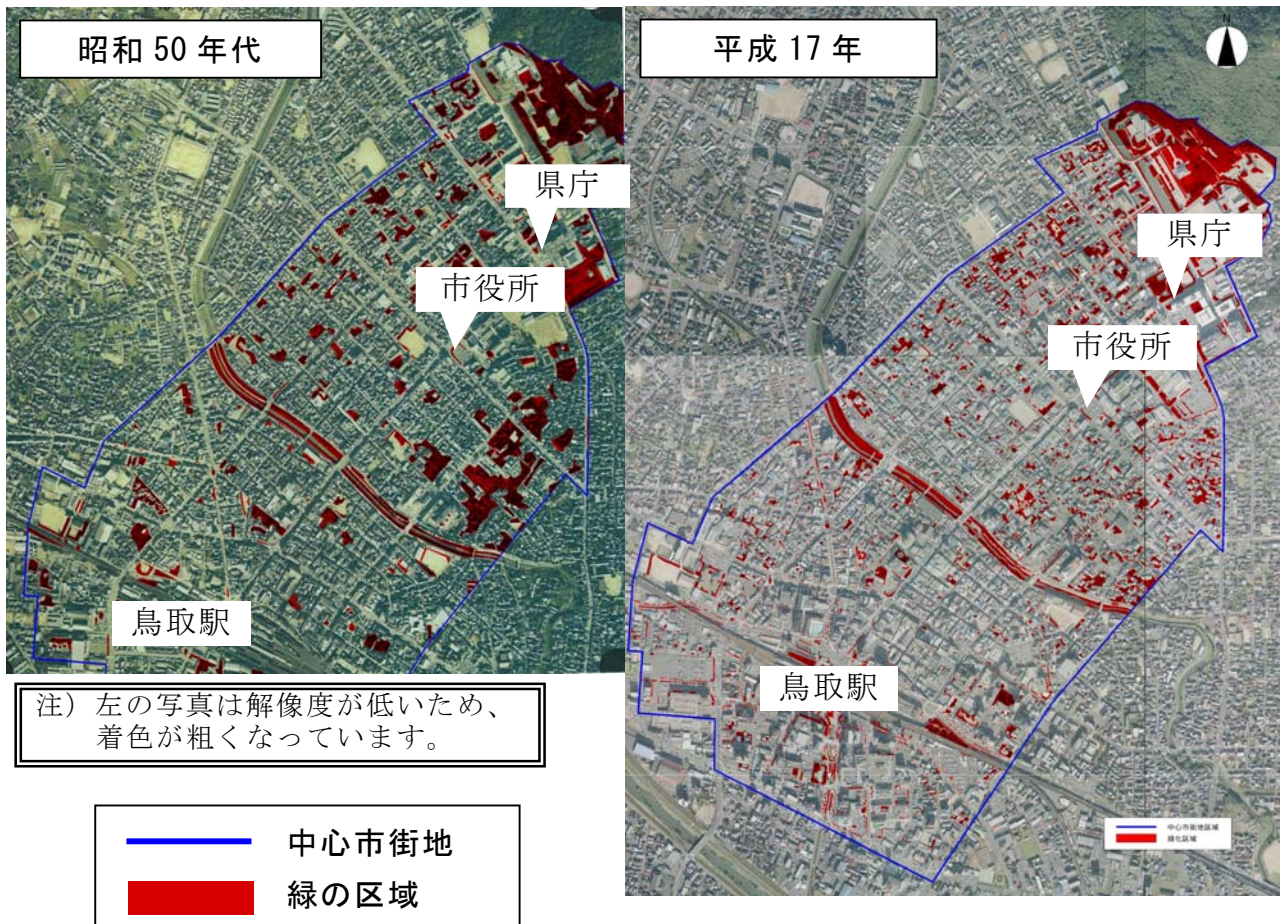
袋川緑地



貴重な緑地（県庁北側の緑地）

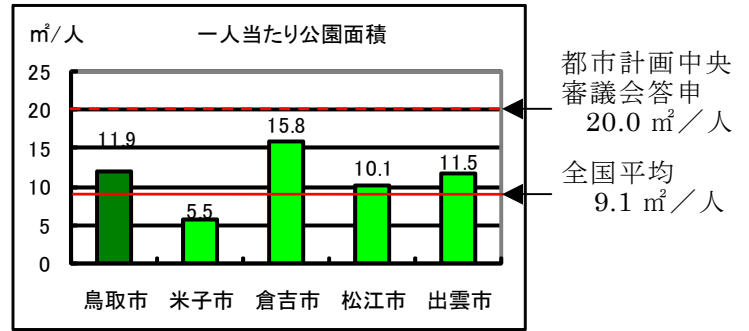
(4)市街地の緑の分布状況

昭和50年代及び平成17年の中心市街地における緑の分布状況を比較すると、まとまりのある緑の量は少なくなっており、うるおいのあるまちづくりを進めるため、緑地の保全及び緑化を推進する必要があります。



(5)都市公園の整備状況

本市の都市公園は 138 箇所、206.1ha が整備され、都市計画区域人口が 172,759 人（H20.3.31 現在）であることから、1 人当たり都市公園面積は 11.9 m²/人となっています。全国平均の 9.1 m²/人（平成 18 年 3 月末時点）を上回っていますが、都市計画中央審議会答申（平成 6 年 7 月）の 21 世紀初頭の目標面積 20 m²/人は達成されていません。このため、都市における快適な生活空間を形成するため、住民要望や財政状況、配置等を考慮しながら、公園整備を進めていく必要があります。



また、今年度より地域の方々との協働による低コスト（費用）・低管理による芝生化の「鳥取方式」を採用した公園・広場芝生化事業「はだしであそべる公園づくり」に取り組んでいます。（H20 年度 5 公園（6,000 m²）で実施）

今後、市民の協力のもとに、引き続き芝生化を進めていくことも必要です。

公園の芝生化の状況

北園 2 号公園



(芝生植え付け前)



(現在)

湖山公園



(芝生植え付け前)



(現在)

(6)公共公益施設の緑化状況

ア 公共公益施設の緑化の状況

公共公益施設は、緑化推進ガイドライン*¹などの緑化の基準が明確に示されていないことなどから、各施設管理者が独自の判断での緑化が行われており、十分に緑化なされていないものが見られます。学校、病院、その他施設においては、関係機関と連携しながら、快適な環境や地域の緑のネットワーク*²を確保する観点から、都市計画マスタープランの目標値でもある公共施設の緑化の割合20%を目指す取り組みを進めていく必要があります。

公共施設の緑化状況

緑化の進んでいない公共施設



(市役所)



(福祉文化会館)

緑化の進んでいる公共施設



(文化センター)



(とりぎん文化会館)

保育園では、平成20年度より2保育園において「園庭芝生化モデル事業」を実施しており、良好な成果を挙げていることから、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。

¹ ガイドライン：政府や団体が指導方針として掲げる大まかな指針。

² ネットワーク：網状に広がっている状態のこと。

保育園の芝生化の状況

のぞみ保育園



(芝生植え付け前)



(現在)

湖山保育園



(芝生植え付け前)



(現在)

(7)民地の緑化状況

市街地では地区計画^{*1}により民地の緑化に取り組んでいる地域もありますが、土地の細分化や駐車場の増加などにより、庭木などの民地の緑が減少しています。

民地の緑も都市の貴重な空間であることから、住民と協働して緑を積極的に保全・創出を図るための支援の検討が必要です。

緑豊かな街なみ



西町地内



若葉台地内

¹ 地区計画：都市計画法に基づき、地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

(8)街路樹の整備状況

都市での道路緑化は快適な生活環境や緑のネットワークの形成などにおいて不可欠です。本市では幹線道路を中心に街路樹の植栽に努めています。整備を行うためには周辺の住民の協力や維持管理に関する費用等の問題がありますが、点在する緑地を繋げ、日常生活における快適な道路環境を確保し、都市の風致や景観を形成するために、計画的に推進していく必要があります。

街路樹の整備が進んでいる道路



西町地内（わらべ館前）



西品治地内

街路樹の整備が進んでいない道路



西品治地内（中国電力前）



秋里地内（下水道処理場前）

(9)緑化活動への支援

花と緑のある豊かなまちづくりを目指し、民間団体との協働による普及・啓発活動を展開するため「花と緑のフェア」や「花と木のまつり」などの開催支援を行っています。

花と緑にあふれる鳥取市を目指し、今後も引き続き、このような取り組みを計画的に推進していく必要があります。